

石川県政務活動費運用基準 (マニュアル)

【政務調査費】

平成21年4月(制定)

平成24年4月(改訂)

【政務活動費】

平成25年4月(改訂)

平成26年4月(改訂)

平成29年4月(改訂)

石川県議会

目 次

1	政務活動費の概要	1
2	経費の範囲及び用途基準	1
3	支出年度区分などの考え方	2
4	交付等の手続	3
5	証拠書類の整理・保管	4
6	収支報告書等の提出	7
7	調査・相談体制	9
8	政務活動費を充当するのに適しない例	10
9	政務活動費用途基準表	13
10	提出様式	20
	(1) 収支報告書（条例別記様式）	
	(2) 政務活動報告書（様式1）	
	(3) 政務活動費集計表（様式1（付表1））	
	(4) 政務活動費月計表（様式1（付表2））	
	(5) 領収書添付枠・政務活動費支出証明書（様式2）	
	(6) 県外等政務活動結果報告書（様式3）	
	(7) 海外政務活動結果報告書（様式4）	
	(8) 収支報告書修正書（様式5）	
11	記載例	30
12	条例・規程	40

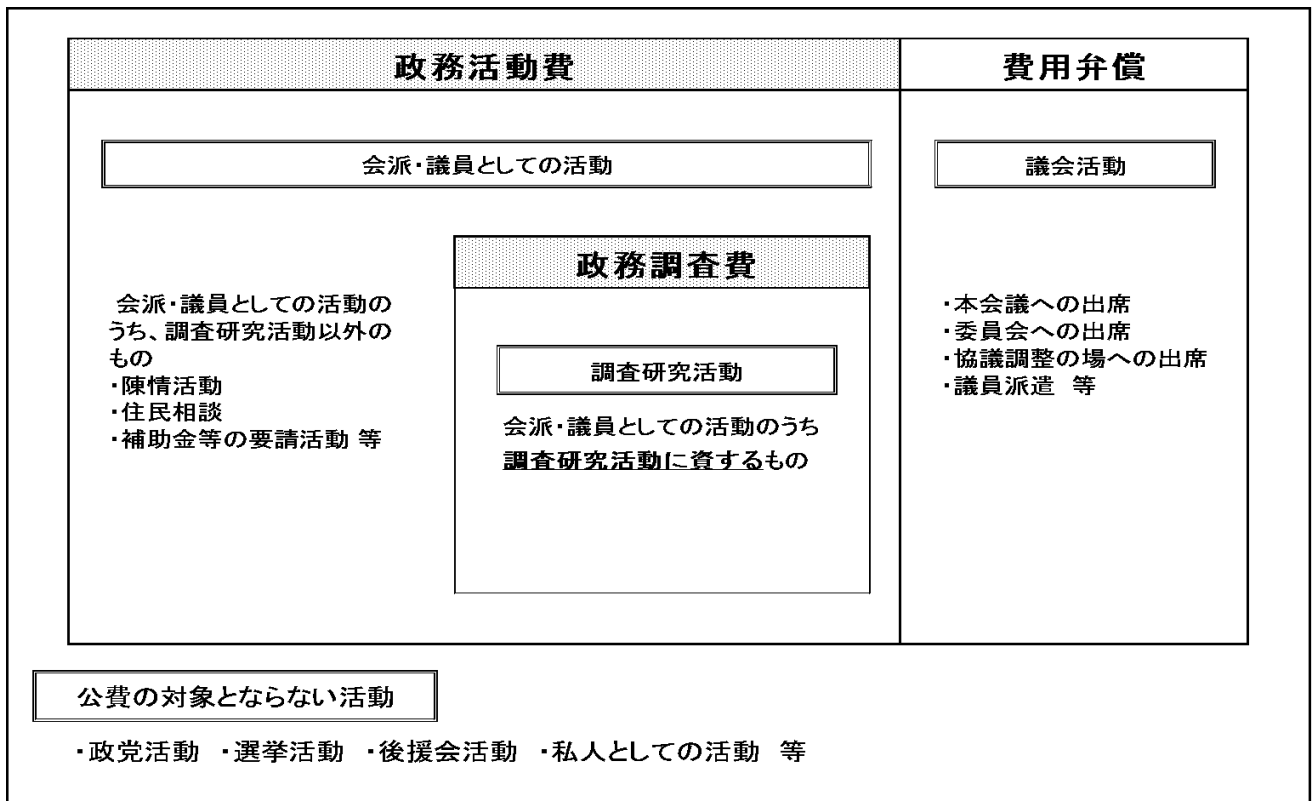
1 政務活動費の概要

(1) 政務調査費から政務活動費へ

第180回通常国会(平成24年)に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」に対し、国会において、現在の「政務調査費」を「政務活動費」とする修正がなされ成立した。

同修正により、政務調査費については、①名称を「政務活動費」に、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、②政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとし、③議長は、政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする、とされた。

(2) 政務活動費のイメージ



2 経費の範囲及び用途基準

政務活動費に充当できるのは、条例第二条に掲げる「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」であり、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、その用途基準は、P13「政務活動費用途基準表」のとおりとする。

3 支出年度区分などの考え方

(1) 年度をまたぐ支出

原則として、現金主義（支出した時期によって区分）によるものとしますが、毎月発生する光熱水費や電話料、賃借料などの継続的な経費等は、現年度又は翌年度のいずれに計上してもよいものとする。

ただし、現年度に計上する場合は、翌年度の4月30日までに支払を完了する必要がある。

なお、年度によってその取扱いを変更し、1会計年度の政務活動費に13箇月分を計上することはできない。

	現年度		翌年度		年度区分
	2月	3月	4月	5月	
ケース1	← 利用期間 →	支払	收支報告書提出期限		現年度
ケース2		← 利用期間 →	支払		現年度又は翌年度
ケース3		← 利用期間 →		支払	翌年度
ケース4			← 利用期間 →	支払	翌年度

※ケース2で年度区分を現年度とする場合の記載例P33参照

(2) 前金の支出

年間購読料など、前金払の性格を有するものは、実際に契約が履行された年度の政務活動費に計上するものとする。

(例1) 1年間（1月から12月）の購読料を1月に前払した場合は、当該履行を確認したうえで、年度別に区分し、「1～3月分まで」を現年度の政務活動費で計上し、「4月～12月分まで」を翌年度の政務活動費に計上するものとする。

（領収書は2箇年度使用します。いずれの場合も、領収書添付様式には、「〇年〇月～〇年〇月分として」と記載するものとする。

(例2) 翌年度に実施する海外視察調査の経費を、現年度に前金として支払った場合は、当該履行を確認したうえで、翌年度の政務活動費に計上するものとする。

※記載例P33参照

(3) 会派が消滅又は議員でなくなった場合

会派が消滅した場合又は所属議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名若しくは議会の解散により議員でなくなった場合の経費については、任期中に債務が発生し、任期後、提出期限までに支払が完了したものについては充当できるものとする。

4 交付等の手続

(1) 交付の方法

① 交付対象（条例第3条）

政務活動費は、石川県議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及びその所属議員に対し交付する。

② 政務活動費の額及び交付の方法（条例第4条）

政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

交付の方法は、会派ごとに、次の掲げる方法のいずれかによるものとする。

ア 会派に交付する方法

イ 議員に交付する方法

ウ 会派及び議員に交付する方法

なお、月の途中で、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月分の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

③ 交付決定（条例第5条、6条、7条）

会派は、政務活動費の交付を受けようとするときは、議長に会派の届出をし、議長は、その届出を受けたときは、知事へ通知しなければならない。

知事は、その通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

④ 請求及び交付（条例第8条）

会派の代表者及びその所属議員は、知事から交付決定を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

ただし、当該四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

知事は、当該請求に基づき、速やかに政務活動費を交付するものとする。

5 証拠書類の整理・保管

(1) 整理・保管の義務（規程第7条）

会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 整理・保管する証拠書類

会派の経理責任者及び議員において整理・保管しておく証拠書類は、以下のとおりとする。

なお、証拠書類には、議長へ提出が必要なものと、会派及び議員において適正に整理・保管しておくものがある。

会派及び議員が整理・保管する証拠書類 (5年間保存)	議長に提出する書類 (議長が5年間保存)
<p>【写しの保管】 収支報告書（条例別記様式）</p> <p>【原本の保管】 政務活動報告書（様式1） 政務活動費集計表（様式1（付表1）） 政務活動費月計表（様式1（付表2）） 領収書・支出証明書（様式2） 県外等政務活動結果報告書（様式3） 海外政務活動結果報告書（様式4） 預金通帳、貯金通帳 賃貸借契約書 雇用契約書 委託契約書・成果物 その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など</p>	<p>【原本の提出】 収支報告書（条例別記様式）</p> <p>【写しの提出】 政務活動報告書（様式1） 政務活動費集計表（様式1（付表1）） 政務活動費月計表（様式1（付表2）） 領収書・支出証明書（様式2） 県外等政務活動結果報告書（様式3） 海外政務活動結果報告書（様式4）</p>

① 政務活動報告書

日々の政務活動の状況について、「政務活動報告書」（様式1）を作成すること。

なお、政務活動報告書は、収支報告書作成の基となるため、漏れのないように記載すること。

② 領収書

領収書については、「領収書添付枠」（様式2）に貼り付けること。

領収書の記載事項

政務活動費に充当する支出に係る領収書については、下記の事項の記載を求めるものとする。なお、紙面等の関係上領収書に記載ができない場合には、請求書又は納品書を併せて添付し、内容を明らかにするものとする。

- ① あて名（原則：議員本人名）
 - ② 金額
 - ③ 発行（受領）年月日
 - ④ 発行者（受領者）、発行者印（レシートを除く。）
 - ⑤ 内容（領収書但し書きに記載を求めるもの。紙面上の制約がある場合は納品書を添付）
- ※ レシート等の場合で内容が記載されていない場合は、領収書貼付用紙の余白に記載すること。
- ※ 会派及び議員が行う県政報告会などの会議の場合は、開催案内文の写しを添付すること。

③ 支出証明書

領収書を徴しがたい場合は、様式2下段「政務活動費支出証明書」欄に記入すること。

支出証明書によることができる支出

領収書の添付を原則とするが、次の支出については支出証明書による報告を可能とする。

- ① 運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）
 - ② その他（預金口座引き落としによる支出等）
- ※ 預金口座引き落としにより支払いがなされる場合は、当該引き落としを証する預金通帳の写し（該当部分のみ）を添付すること。

④ 県外等政務活動結果報告書

次に掲げる政務活動については、「県外等政務活動結果報告書」（様式 3）を作成すること。

ア 富山県及び福井県を除く県外における政務活動

イ 石川県、富山県及び福井県における宿泊を伴う政務活動

⑤ 海外政務活動結果報告書

海外における政務活動については、「海外政務活動結果報告書」（様式 4）を作成すること。

6 収支報告書等の提出

(1) 提出に関する手続等

① 提出書類（条例第9条）

会派の代表者及びその所属議員は、収支報告書及びその報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しを議長に提出しなければならない。

② 提示書類

①の提出書類に併せて、賃貸借契約書、雇用契約書など保管する証拠書類を提示すること。

③ 提出等の期限（条例第9条）

ア 年度分

交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

イ 会派が消滅した場合又は議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名若しくは議会の解散により議員でなくなった場合

会派が消滅した日又は議員でなくなった日の属する月までの分を、その日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

④ 提出後の修正

提出した収支報告書に修正がある場合は、速やかに収支報告書修正書（様式5）並びに修正後の収支報告書及び関係書類を議長に提出しなければならない。

⑤ 残余额の返還（条例第10条）

会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、残余额を知事に返還しなければならない。

(2) 閲覧（条例第 11 条第 2 項、3 項、規程第 8 条）

次のとおり、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中に行うものとする。

① 前記③により提出された書類は、提出期限の翌日から起算して 90 日を経過した日の翌日から閲覧を行うものとする。

② ④により提出された書類については、提出後、速やかに閲覧を行うものとする。

(3) インターネットによる公開

収支報告書（条例別記様式）は、閲覧に併せ議会ホームページで公開する。

7 調査・相談体制

(1) 議長の調査（条例第12条）

政務活動費の適正な運用を期するため、議長は、会派及びその所属議員から提出された収支報告書等を必要に応じ調査するものとする。

(2) 外部有識者による検証・相談体制

政務活動費の適正な運用を期するため、使途基準等の考え方等について専門的な知見が必要とする場合、複数の外部有識者による検証・相談を実施するものとする。

8 政務活動費を充当するのに適しない例

◇ 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 党大会への出席
- ・ 県連(政党等)活動
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 政党組織の事務所の設置維持経費(人件費を含む)
- ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・ 政党の役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費

◇ 選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等)

◇ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費

◇ 私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席
- ・ 慶弔餞別費等(病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費)
- ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等)
- ・ 宗教活動(檀家総代会、報恩講、宮参り等)
- ・ 私的用途による観光、レクリエーション、旅行
- ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

《 科 目 別 》

＜会議費＞

次の経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合
- ・ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
- ・ 議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席
- ・ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食

[例 「公職選挙法」(第199条の2)]

寄附に該当する経費

(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供)

＜事務所費＞

次の経費への支出は資産形成(政務活動に対して関連性及び有用性がないもの並びに社会通念上高額なもの等)と憶測されるので政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 事務所購入費
- ・ 事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品
- ・ 政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置

《会費として支出するのに適しない例》

次の会費は、政務活動費として支出するのは不適當と思われる。

- ・ 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費

- ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等

[例]

町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等

- ・ 政党(県連)本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等
- ・ 議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費
- ・ 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費
- ・ 宗教団体の会費
- ・ 冠婚葬祭の経費(結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等)
- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費

9 政務活動費使途基準表

項目	①【調査研究費】 会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費		
① 調 査 研 究 費	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等		
	主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
	交通費	JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶 タクシー等(緊急の場合、公共交通機関が不便であるなど合理的理由がある場合) レンタカー 高速道路等利用料、駐車料金	○ 実費 交通費は実費であることが原則であるが、特にタクシー等の場合は、他の交通手段がないなど社会通念上妥当であるかにより判断すべきと考える。 ※ 親族(配偶者等)が随行する場合は、必要性(介助など)を明確にする必要がある。 なお、親族に係る経費は充当できない。 (宿泊料の充当も同様に不可)
		自家用車利用経費 (ガソリン代)	① 走行距離で積算する場合 1Km当たり 37円(本県応招旅費の現行単価) ② 按分する場合 1台限り、1/3以内(この場合は一括して⑨事務費に計上) ※ 年間を通じて、①、②どちらかの方法を選択
	日当		○ 充当不可
	宿泊料 (国内の場合)	1泊2食、冷暖房費、サービス料、消費税など	○ 実費とし、費用弁償の額を上限とする 甲地 14,800円(注1) 乙地 13,300円(注2) (注1)甲地 さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市 (注2)乙地は上記以外の地域
	借上料	会場借上料 機材借上料	○ 実費
	印刷製本費	資料印刷費 (コピー代含む)	○ 実費
	通信運搬費	文書通信費 (郵便料等)	○ 実費 文書通信費には、調査研究のためのファックス、電子メール等紙媒体以外の通信も含む。(他の経費についても同じ)
	講師謝金等	謝金等	○ 実費 (運転手への謝礼も含む)
	委託料	業務委託料 (調査委託料など)	○ 実費 調査委託には、外部の研究機関等に対する委託と会派構成議員に対する委託が含まれる。

	主な支出 費目の例	内 容	使途基準の考え方
続 く	会費等	会費についての考え方については、12頁「会費として支出するのに適しない例」を参照	<p>○ 実費 (ただし、飲食を伴う場合は5,000円以内)</p> <p>・各種議員連盟の会費 など</p> <p>議連も含め会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであるかがまず基準になる。 また、経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体(例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等)の会費については適当ではない。</p> <p>・国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員同士の懇談会は不可</p>
	消耗品費	事務用消耗品 看板製作代	○ 実費
	食糧費	飲食代、弁当代 ・会派及び議員主催の会議等での提供 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提	<p>○ 実費 ・5,000円以内(1人当たり)</p> <p>公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められること、を前提とした上で、政務活動としての会議との一体性・関連性が必要である。</p> <p>・飲食店舗等における飲食は不可 (飲食店舗とは、バー、クラブ、スナック、パブ、居酒屋、ピヤガーデン、割烹、懐石料理、うなぎ、しゃぶしゃぶ、すし、回転すし、ふぐ、かに、そば、うどん、お好み焼きその他の和食の店、天ぷら、とんかつ、ラーメン店、中華料理店、韓国料理、焼肉店、洋食レストラン(ホテル内のレストラン、イタリアレストラン、ファミリーレストラン等)等</p> <p>・主催者分(会派及び議員)の経費は不可</p> <hr/> <p>○ 実費 ・1,000円以内(1人当たり)</p> <p>・茶菓子等とは、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子</p> <p>・会派及び議員主催の会議等での茶菓提供 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提</p>

項目	②【研修費】 1 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費		
② 研修費	支出費目 研修参加費、交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等		
	主な支出費目の例	内 容	使 途 基 準 の 考 え 方
	研修参加費	研修会、講演会等へ参加する際の負担金、参加費等	○ 実費 ・「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含む。
	交通費 ゝ 食糧費		前記の①調査研究費の基準に同じ
項目	③【広聴広報費】 会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費		
③ 広聴 広報費	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、委託料、消耗品費、食糧費 等		
	主な支出費目の例	内 容	使 途 基 準 の 考 え 方
	交通費 ゝ		前記の①調査研究費の基準に同じ ・「広聴」は、幅広く県民、地域住民等から意見を聴取することを想定している。
	通信運搬費	文書通信費(郵便料等) インターネット接続料 ホームページのプロバイダ利用料	・「県政に関する政策等」の「等」は、会派の政策、議員の政策・理念、国政の課題などを含むものである。 ・会場を借りて県政報告会や広聴を行う場合の会場費や機材借上費も対象となる。 ・広報紙やホームページ等の作成を外部委託することも対象となる。
	委託料	業務委託料	
	消耗品費	事務用消耗品	
食糧費	看板製作代		
項目	④【要請陳情等活動費】 会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費		
④ 要請 陳情 等活動費	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費 等		
	主な支出費目の例	内 容	使 途 基 準 の 考 え 方
	交通費 ゝ 通信運搬費		前記の①調査研究費の基準に同じ ・「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動などが想定される。 ・「住民相談」は、住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」(⑤会議費)とは区別している。 ・「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含むものである。

項目	⑤【会議費】		
	1 会派及び議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要する経費		
⑤ 会 議 費	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等		
	主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
	交通費 ゝ 食糧費		前記の①調査研究費の基準に同じ 1 会派及び議員が主催 ・「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議のほか、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議や議員の各種打合せのための会議も含まれる。 ・「各種会議、住民相談会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨である。 2 団体等が主催 ・県政に関係する各種会合、式典(学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等)への議会を代表しての参加が公務災害という公務として認められることとの均衡上、公務として認められるものと同内容の各種会合、式典への出席は認められる。 ・「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨である。 ・「団体等」の「等」は、企業、学校、個人などを含むものである。
項目	⑥【資料作成費】		
	会派及び議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費		
⑥ 資 料 作 成 費	支出費目 印刷製本費、委託料、消耗品費 等		
	主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
	印刷製本費	印刷製本代 コピー料 原稿料	○ 実費 資料作成を外部に委託することも対象となる。
	委託料	業務委託料	
消耗品費	事務用消耗品		

項目	⑦【資料購入費】																									
	会派及び議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費																									
	支出費目 書籍購入費、新聞等購入費 等																									
⑦ 資料 購 入 費	主な支出 費目の例	内 容	使途基準の考え方																							
	書籍購入費	専門図書、DVD、CD-R OM	○ 実費 ・「図書、資料等」の「等」は、電子書籍や新聞の電子版など電子データも含む趣旨である。 ・「購入、利用等」の「等」は、会員制のオンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費(年会費・月会費等)などを含む趣旨である。 ・同窓会名簿、映画DVDは不可																							
	新聞等購入 費	新聞 雑誌(真に必要と認めら れるもの) 有料データベース利用料	○ 実費 ・1紙(誌)当たり1部購入可 ただし、会派が購読する新聞は、1紙当たり3部以内 ・大衆週刊誌・スポーツ新聞は不可(調査研究との関連性に特別の事情がある場合以外) ・所属する政党の機関紙(誌)は不可																							
項目	⑧【事務所費】																									
	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費																									
	支出費目 事務所借上料、光熱水費 等																									
⑧ 事 務 所 費	主な支出 費目の例	内 容	使途基準の考え方																							
	事務所借上 料	事務所としての要件 〔全国議長会〕 ・外形上の形態がある (看板・表示等) ・事務所としての機能が ある(事務スペース、応接ス ペース、事務用備品等) ・連絡機能が整っている	○ 実費 ・充当額は事務所の形態に応じて判断し、下記基準を上限とする その際、事務所費の充当は、活動実績に応じて合理的に説明可能 な範囲で按分割合を適用すること ・事務所としての外形及び機能を備えていること ・賃借の場合、原則として議員が契約者となっていること ・契約書等、確認可能な書類を議員が保管すること ・議員本人及び生計を一にする親族等が所有する建物への賃借料は 不可 ・議員の関連する会社が所有する建物への賃借料は不可 (関連する会社とは、議員が役員に就任している企業又は、議員が過半 数以上の株主であるなど実質的に支配していると認められる企業) ・政務活動に資する事務所の設置及び管理が対象となる。 ・後援会等との賃借契約については、次のような条件が必要 ① 原則議員が契約主体である。 ② 契約書を作成し、銀行振込や領収書等の証拠書類がある。 ③ 後援会等の会計処理上収入として計上され適切に処理されている。																							
	光熱水費																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務所形態 (事務所が兼ねる機能)</th> <th colspan="3">費 目</th> </tr> <tr> <th>光熱費</th> <th>上下水道代金</th> <th>賃借料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政務活動専用事務所</td> <td>全額</td> <td>全額</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>政務活動事務所 + 政治団体事務所</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>政務活動事務所 + 住居等</td> <td>1/2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政務活動事務所 + 政治団体事務所 + 住居等</td> <td>1/3</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事務所形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目			光熱費	上下水道代金	賃借料	政務活動専用事務所	全額	全額	全額	政務活動事務所 + 政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	政務活動事務所 + 住居等	1/2			政務活動事務所 + 政治団体事務所 + 住居等	1/3		
事務所形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目																									
	光熱費	上下水道代金	賃借料																							
政務活動専用事務所	全額	全額	全額																							
政務活動事務所 + 政治団体事務所	1/2	1/2	1/2																							
政務活動事務所 + 住居等	1/2																									
政務活動事務所 + 政治団体事務所 + 住居等	1/3																									

項目	⑩【人件費】 会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費		
	支出費目 人件費		
	主な支出 費目の例	内 容	使途基準の考え方
⑩ 人 件 費	人件費	政務活動補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料 ・勤務実態があること ・雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要 ・源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要	○ 実費 ・按分の場合 議員が雇用する場合は1/2以内かつ月15万円以内 会派が雇用する場合は2/3以内 ※ 議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可 ※ 親族を雇用した場合は、充当不可 （親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族（民法725条）） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※ 会派及び議員の雇用する職員は、会派及び議員が行う政務活動の補助者として、下記の経費の対象となるので、それぞれの経費に充当する。 （対象経費） ①調査研究費 ②研修費 ④要請陳情等活動費 ⑤会議費（会派が雇用する場合を除く） </div>

10(1) 収支報告書（条例別記様式）

別記様式（第9条関係）

平成 年 月 日

石川県議会議長

様

会 派 名

代表者氏名

印

（又は所属議員氏名）

（代表者又は所属議員であった者の氏名）

年度政務活動費に係る収支報告について

石川県政務活動費の交付に関する条例第9条第 項の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

10(1) 収支報告書(条例別記様式(別紙))

別紙

平成 年度政務活動費収支報告書

会派又は
議員名: _____

1 収入

_____ 円

2 支出

項 目	支出額(円)	主たる支出の内訳
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要請陳情等活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残余の額

_____ 円

10(3) 政務活動費集計表(様式1(附表1))

様式1(附表1)

政務活動費集計表

会派又は
議員名: _____

収入金額 _____

単位:円

月	項 目										計
	調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
1											
2											
3											
計											

10(4) 政務活動費月計表(様式1(附表2))

様式1(附表2)

政務活動費月計表

会派又は
議員名: _____

日	月分										計
	調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
計											

10(5) 領収書添付枠・政務活動費支出証明書(様式2)

様式2

整理番号

【領収書添付枠】(不足する場合は別紙)

(書籍等、備品の内容・目的)

政務活動費支出証明書

金額 ----- 充当金額	支出先	領収書を 徴し難い 理由(注1)	口座 引落 (注2)	備考
円 ----- 円			<input type="checkbox"/>	
円 ----- 円			<input type="checkbox"/>	
円 ----- 円			<input type="checkbox"/>	

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員名 ㊟
(会派の場合は会派名および経理責任者名)

注1)理由欄には、その理由により番号を記入

①運賃等(JR・私鉄等)、②その他(具体的に記入)

注2)口座引落欄には、口座引落のため領収書がない場合に☑を記入

10(8) 収支報告書修正書(様式5)

様式5

平成 年 月 日

石川県議会議長

様

会 派 名

代表者氏名

(又は所属議員氏名)

(代表者又は所属議員であった者の氏名)

印

年度政務活動費に係る収支報告書の修正について

今般、 年度政務活動費について、別記のとおり誤りがありましたので、
石川県政務活動費の交付に関する条例第9条の規定による 年度政務活動
費収支報告書等を別紙のとおり修正のうえ提出いたします。

10(8) 収支報告書修正書(様式5(別記))

様式5(別記)

年度政務活動費修正表

(単位:円)

月 日	項 目	内 容	正 (A)	誤 (B)	増減額 (A) - (B)	備 考
合 計						

10(1) 収支報告書（条例別記様式）【記載例】

別記様式（第9条関係）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

石川県議会議長 ※※ ※※ 様

会 派 名

代表者氏名 ※※ ※※ 印

（又は所属議員氏名）

（代表者又は所属議員であった者の氏名）

平成〇〇年度政務活動費に係る収支報告について

石川県政務活動費の交付に関する条例第9条第〇項の規定により、別紙のとおり **平成〇〇** 年度政務活動費収支報告書を提出します。

10(1) 収支報告書(条例別記様式(別紙))【記載例】

別紙

平成〇〇年度政務活動費収支報告書会派又は
議員名:

※※ ※※

1 収入

3,600,000円

2 支出

項目	支出額(円)	主たる支出の内訳
調査研究費	611,090	〇〇事業現地調査、先進地調査
研修費	93,340	〇〇講演会会場使用料、研修会参加費
広聴広報費	492,860	県政報告会、広報紙発行
要請陳情等活動費	41,030	国要望活動、住民相談
会議費	84,070	住民相談会、意見交換会参加費
資料作成費	87,660	〇〇資料作成
資料購入費	168,140	新聞購読料、図書購入
事務所費	362,680	事務所借上料、事務所光熱水費
事務費	426,920	事務用品、電話料
人件費	794,210	政務活動補助職員給与
合計	3,162,000	

3 残余の額

438,000円

10(2) 政務活動報告書(様式1)【記載例】

様式1

政務活動報告書(4 月分)

(会派又は議員名) ※※ ※※

年	月	日	項目	金額	按分率	充当金額	領収書、支出証明書、ガソリン代	距離	目的地・開催地等	内容・目的等	整理番号
00	4	1	事務費	3,000 円	1/2	1,500円	領収書			コピー用紙	1
00	4	2	研修費	5,000 円	/	5,000円	領収書		〇〇市 〇〇センター	〇〇研修会参加費	2
00	4	5	資料購入費	4,000 円	/	4,000円	領収書			〇〇新聞購読料	3
00	4	8	事務所費	5,000 円	1/2	2,500円	領収書			〇月分事務所電気料	4
00	4	10	調査研究費	740 円	/	740円	ガソリン代(37円)	20Km	〇〇市、〇〇	〇〇の現状、課題について、意見交換	(注)
00	4	12	調査研究費	15,000 円	/	15,000円	領収書		〇〇県〇〇市 〇〇事業所	〇〇振興について、先進地視察(様式3添付)	5
00	4	15	広聴広報費	5,000 円	/	5,000円	領収書		〇〇地区集会所	県政報告会会場借上料	6
00	4	17	資料作成費	10,000 円	/	10,000円	領収書			〇〇資料印刷費	7
00	4	17	探訪調査等経費	1,110 円	/	1,110円	ガソリン代(37円)	30Km	県庁	〇〇要請活動	(注)
00	4	20	資料購入費	2,000 円	/	2,000円	領収書			書籍購入代	8
00	4	24	会費	1,480 円	/	1,480円	ガソリン代(37円)	40Km	〇〇市〇〇ホテル	〇〇推進協議会総会	(注)
00	4	24	会費	7,000 円	/	5,000円	領収書		〇〇市〇〇ホテル	〇〇推進協議会総会会費	9
00	4	25	事務費	7,000 円	1/2	3,500円	支出証明書			〇月分携帯電話代	10
00	4	25	調査研究費	740 円	/	740円	支出証明書		〇〇市〇〇地区	〇〇対策について、現地調査	11
00	4	30	事務所費	56,000 円	1/2	28,000円	領収書			〇月分事務所賃借料	12
00	4	30	人件費	132,000 円	1/2	66,000円	領収書			〇月分政務活動補助職員給与	13
				円	/						

(注) ガソリン代を走行距離で積算する場合

・整理番号欄は、記入の必要はありません。

・様式2を作成する必要はありません。

年度をまたぐ支出と前金の支出【記載例】

◎年度をまたぐ支出

(継続的な経費等で支出が翌年度4月となる場合の記載例: ケース2)

政務活動報告書(3 月分)

(会派又は議員名) **※※ ※※**

年	月	日	項目	金額	按分率	充当金額	領収書、支出証明書、ガソリン代	距離	目的地・開催地等	内容・目的等	整理番号
00	3	31	事務費	4,000 円	1/2	2,000円	領収書			〇月分事務所電話料 (〇年4月〇日支払)	〇〇
00	3	31	事務所費	60,000 円	1/2	30,000円	領収書			〇月分事務所借上料 (〇年4月〇日支払)	〇〇

※3月31日付けで整理し、内容・目的等欄に支払日を記載する。

◎前金の支出

(前金払として前年度に支出した場合の記載例)

政務活動報告書(〇 月分)

(会派又は議員名) **※※ ※※**

年	月	日	項目	金額	按分率	充当金額	領収書、支出証明書、ガソリン代	距離	目的地・開催地等	内容・目的等	整理番号
00	12	00	資料購入費	9,000 円		9,000円	領収書			〇〇年間購読料(〇年4月~〇年12月分として) (〇年1月〇日支払)	〇〇
00	5	00	調査研究費	20,000 円		20,000円	領収書		〇〇〇	〇〇〇視察前払金 (〇年3月〇日支払)	〇〇

※履行が確認された日で整理し、内容・目的等欄に支払日を記載する。

(例: 書籍の納品日、視察の終了日など)

10(3) 政務活動費集計表(様式1(附表1))【記載例】

様式1(附表1)

政務活動費集計表

会派又は
議員名:

*** **

収入金額

3,600,000円

単位:円

月	項 目										計
	調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	
4	16,480	5,000	5,000	1,110	6,480	10,000	6,000	30,500	5,000	66,000	151,570
5	45,450	0	0		12,000	0	12,500	30,330	45,230	68,000	213,510
6	25,400	0	0	2,220	15,820	0	21,500	30,410	30,200	66,000	191,550
7	102,350	28,960	155,000	0	4,180	8,700	6,500	29,800	40,540	66,000	442,030
8	98,470	0	5,000	6,840	8,000	0	17,710	29,100	41,340	66,000	272,460
9	8,500	0	0	0	5,000	0	11,500	29,760	38,550	66,000	159,310
10	74,620	37,300	131,500	3,210	12,770	34,100	27,300	29,800	36,390	66,000	452,990
11	143,500	0	0	26,540	5,000	14,580	6,500	30,440	39,920	66,000	332,480
12	12,400	0	5,000		0	0	12,700	30,150	45,670	66,000	171,920
1	28,640	0	0	1,110	4,230	0	16,500	30,980	36,220	66,000	183,680
2	41,480	22,080	5,000	0	10,590	20,280	21,500	31,220	33,540	64,000	249,690
3	13,800	0	186,360	0	0	0	7,930	30,190	34,320	68,210	340,810
計	611,090	93,340	492,860	41,030	84,070	87,660	168,140	362,680	426,920	794,210	3,162,000

10(4) 政務活動費月計表(様式1(附表2))【記載例】

様式1(附表2)

政務活動費月計表

会派又は
議員名:

4 月分

日	項 目										計
	調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	
1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,500	0	1,500
2	0	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	4,000	0	0	0	4,000
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0	2,500	0	0	2,500
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	740	0	0	0	0	0	0	0	0	0	740
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,000
13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	0	0	5,000	0	0	0	0	0	0	0	5,000
16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	1,110	0	10,000	0	0	0	0	11,110
18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	0	0	0	2,000	0	0	0	2,000
21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	6,480	0	0	0	0	0	6,480
25	740	0	0	0	0	0	0	0	3,500	0	4,240
26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0	0	28,000	0	66,000	94,000
31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	16,480	5,000	5,000	1,110	6,480	10,000	6,000	30,500	5,000	66,000	151,570

10(5) 領収書添付枠・政務活動費支出証明書(様式2)【記載例】

様式2

整理番号 **8**

【領収書添付枠】(不足する場合は別紙)

(領収書の例)
領収書は重ならないように添付してください

整理番号が複数となる場合はすべて記入してください。

領 収 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

※※ ※※ 様

金 2,000円

ただし、書籍代として

株式会社〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)

ただし書の記載で内容が分からないものは、レシートなど内容がわかるものを添付するか、下欄、余白などに記入してください。

(書籍等、備品の内容・目的)

書籍名:〇〇〇〇(目的:行財政改革を検証するため)
〇〇〇〇(目的:防災施策の現状と課題を把握するため)
雑誌名:〇〇4月号(目的:地方創生にかかる特集記事が掲載されているため)

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

金 額	支 出 先	領収書を 徴し難い 理由(注1)	口 座 引 落 (注2)	備 考
充 当 金 額				
円			<input type="checkbox"/>	
円			<input type="checkbox"/>	
円			<input type="checkbox"/>	
円			<input type="checkbox"/>	

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員名 (印)
 (会派の場合は会派名および経理責任者名)

注1)理由欄には、その理由により番号を記入
 ①運賃等(JR・私鉄等)、②その他(具体的に記入)
 注2)口座引落欄には、口座引落のため領収書がない場合に☑を記入

10(5) 領収書添付枠・政務活動費支出証明書(様式2)【記載例】

様式2

整理番号 10,11

【領収書添付枠】(不足する場合は別紙)

(支出証明書の例)

・領収書でない場合は、下欄政務活動費支出証明書に記入してください

・口座引落しの場合は、通帳の写しなどを添付してください

(備品、書籍等の内容・目的)

政務活動費支出証明書

金額	支出先	領収書を徴し難い理由(注1)	口座引落(注2)	備考
7,000 円	〇〇電話会社	②	<input checked="" type="checkbox"/>	〇月分携帯電話料
3,500 円				
740 円	JR西日本	①	<input type="checkbox"/>	JR運賃 (〇〇駅~△△駅)
740 円				
円			<input type="checkbox"/>	
円			<input type="checkbox"/>	

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員名 **※※ ※※** 印
(会派の場合は会派名および経理責任者名)

注1)理由欄には、その理由により番号を記入

①運賃等(JR・私鉄等)、②その他(具体的に記入)

注2)口座引落欄には、口座引落のため領収書がない場合にを記入

10(7) 海外政務活動結果報告書(様式4)【記載例】

様式4

整理番号 00

海外政務活動結果報告書

議員名 ※※ ※※

日 程	平成〇〇年〇〇月〇〇日(水)~平成〇〇年〇〇月〇〇日(金)
場 所 (国名・都市名 施設名等)	〇〇〇〇国、〇〇市 〇〇〇〇事務所 △△△△市 株式会社△△△支店
目 的	日系企業の進出状況と進出企業が抱える問題点等の調査 進出企業の事業展開についての調査
行程	別添行程表のとおり
<p>内容・結果、所感・県行政への反映など</p> <p>1 〇〇〇〇事務所</p> <p>(1) 応対者職氏名 〇〇〇〇事務所長 〇〇〇〇</p> <p>(2) 説明内容</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>(3) 意見交換内容</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>(4) 所感・県行政への反映など</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p style="text-align: right;">(次ページへつづく)</p>	

※ 記載欄が不足する場合は、別紙(様式自由)を添付すること。

○石川県政務活動費の交付に関する条例

平成十三年三月二十三日

条例第二十二号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十四項から第十六項までの規定により、石川県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し交付する政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第二条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第三条 政務活動費は、石川県議会における会派及びその所属議員に対し交付する。

(政務活動費の額等)

第四条 政務活動費の額は、議員一人当たり月額三十万円とする。

2 政務活動費の交付の方法は、会派ごとに、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとし、その交付額は、当該各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 会派に交付する方法 前項に規定する議員一人当たりの月額に、当該会派の所属議員の数を乗じて得た額

二 議員に交付する方法 前項に規定する議員一人当たりの月額

三 会派及び議員に交付する方法 前項に規定する議員一人当たりの月額を会派に交付する部分の額と当該会派の所属議員に交付する部分の額に一律に区分し、会派に交付する額にあっては当該区分された会派に交付する部分の額に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額、議員に交付する額にあっては当該区分された当該会派の所属議員に交付する部分の額

3 前項に規定する政務活動費の交付額は、月の初日に会派の所属議員である者を基準として算定する。この場合における各会派の所属議員の数の計算については、同一議員について重複し

て行うことができない。

- 4 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月分の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、若しくは会派が解散し、又は会派が第二項に規定する政務活動費の交付の方法の変更（同項第三号に規定する区分された会派に交付する部分の額及び当該会派の所属議員に交付する部分の額の変更を含む。）をした場合も、同様とする。

（会派の届出）

第五条 議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、その代表者は、次に掲げる事項を石川県議会議長（以下「議長」という。）に届け出なければならない。

- 一 会派の名称
 - 二 代表者の氏名
 - 三 所属議員の数
 - 四 所属議員の氏名
 - 五 前条第二項に規定する政務活動費の交付の方法
 - 六 前条第二項第一号又は第三号に掲げる政務活動費の交付の方法を用いる会派にあつては、その政務活動費経理責任者の氏名
 - 七 前条第二項第三号に掲げる政務活動費の交付の方法を用いる会派にあつては、同号に規定する区分された会派に交付する部分の額及び当該会派の所属議員に交付する部分の額
- 2 前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、会派の代表者は、速やかにその旨を議長に届け出なければならない。
- 3 第一項の規定により届け出られている会派が解散その他の事由により消滅したときは、その代表者であった者は、速やかにその旨を議長に届け出なければならない。

（会派の通知）

第六条 議長は、毎年、四月一日において前条第一項の規定により届け出られている会派について、同月五日までに、同項各号に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

- 2 議長は、年度の途中において、前条各項の規定による届出があつたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

（政務活動費の交付の決定等）

第七条 知事は、前条第一項の規定による通知又は同条第二項の規定による通知（第五条第一項

の規定による届出（次条第一項において「会派の届出」という。）に係るものに限る。）を受けたときは、当該年度における政務活動費（年度の途中において議員の任期が満了する場合は、議員の任期が満了する日の属する月までの政務活動費）の交付の決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

- 2 知事は、前条第二項の規定による通知を受けた場合であつて、前項の規定により交付の決定をした政務活動費の額に変更があるときは、当該決定を変更し、会派の代表者（解散その他の事由により消滅した会派にあつては、その代表者であつた者）又はその所属議員（その所属議員でなくなった者がいるときは、その所属議員であつた者又はその相続人を含む。）に通知しなければならない。

（政務活動費の請求、交付等）

第八条 会派の代表者及びその所属議員は、前条第一項の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月（四半期の途中において新たに会派が結成されたときは、会派の届出をした日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月））に、当該四半期に属する月数分（四半期の途中において新たに会派が結成されたときは、会派の届出をした日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）以後の当該四半期に属する月数分）の政務活動費を知事に請求するものとする。ただし、当該四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任務満了の日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。
- 3 四半期の途中において会派の所属議員数に異動が生じたときは、当該会派の代表者又は新たにその所属議員となった者若しくはその所属議員でなくなった者（その所属議員の死亡の場合は、その相続人。第二号において同じ。）は、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）以後の分の政務活動費について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとるものとする。
 - 一 会派の所属議員数が増加した場合 会派にあつては当該増加した議員数に応じた額、新たにその所属議員となった者にあつてはその交付を受けるべき額を速やかに知事に請求すること。
 - 二 会派の所属議員数が減少した場合 会派にあつては当該減少した議員数に応じた額、その所属議員でなくなった者にあつてはその交付を受けた額を速やかに知事に返還すること。
- 4 四半期の途中において会派が解散その他の事由により消滅したときは、当該会派の代表者であつた者又はその所属議員であつた者は、当該会派が消滅した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）以後の分の政務活動費を速やかに知事に返還しなければならない。

(収支報告書)

第九条 会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により毎年四月三十日までに議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記様式により消滅した日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

3 会派の所属議員は、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第一項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別記様式により議員でなくなった日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

4 会派の代表者及びその所属議員は、前三項の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し（第十一条第一項において「領収書等の写し」という。）を併せて提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第十条 会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入の総額からその年度において行った政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。）の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第十一条 議長は、第九条第一項から第三項までの規定により提出された収支報告書及び同条第四項の規定により提出された領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を同条第一項から第三項までに規定する期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があった場合は、当該収支報告書等（当該収支報告書等に石川県情報公開条例（平成十二年石川県条例第四十六号）第七条に規定する非公開情報が記録されているときは、当該非公開情報が記録されている部分を除く。）を閲覧に供するものとする。

(議長の調査及び透明性の確保)

第十二条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を

期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年六月二十八日条例第四十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年九月十八日条例第三十号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十五日条例第二十七号）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 改正後の石川県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年十二月二十七日条例第七十一号）

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の石川県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する新条例に規定する政務活動費について適用し、施行日前に交付したこの条例による改正前の石川県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）に規定する政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に提出されている旧条例第四条の規定による会派の届出は、施行日において新条例第五条の規定により提出された会派の届出とみなす。

(石川県議会基本条例の一部改正)

4 石川県議会基本条例（平成二十二年石川県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

附 則（平成二十九年三月二十三日条例第二十四号）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 改正後の石川県政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成二十八年四月一日以後に交付

する政務活動費に係る収支報告書及び当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し（以下「収支報告書等」という。）について適用し、同日前に交付した政務活動費に係る収支報告書等については、なお従前の例による。

別表（第二条関係）

政務活動に要する経費	内容
調査研究費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	一 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 二 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	一 会派及び議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要する経費
資料作成費	会派及び議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派及び議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記様式(第9条関係)

年 月 日

石川県議会議長

様

会 派 名

代表者氏名

㊟

(又は所属議員氏名)

(代表者又は所属議員であった者の氏名)

年度政務活動費に係る収支報告について

石川県政務活動費の交付に関する条例第9条第 項の規定により、別紙のとおり 年度
政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

会派名又は所属議員氏名

1 収 入

_____ 円

2 支 出

項 目	支出額(円)	主たる支出の内訳
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要請陳情等活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残余の額

_____ 円

○石川県政務活動費の交付に関する規程

平成十三年三月三十日

議会規程第一号

(趣旨)

第一条 この規程は、石川県政務活動費の交付に関する条例(平成十三年石川県条例第二十二号。以下「条例」という。)に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の届出)

第二条 条例第五条第一項の規定による届出は、別記様式第一号によるものとする。

2 条例第五条第二項の規定による届出は、別記様式第二号によるものとする。

3 条例第五条第三項の規定による届出は、別記様式第三号によるものとする。

(会派及び議員の通知)

第三条 条例第六条の規定による通知は、別記様式第四号によるものとする。

(政務活動費の請求)

第四条 条例第八条第一項及び第三項第一号の規定による請求は、会派に係る政務活動費請求書については別記様式第五号、その所属議員に係る政務活動費請求書については別記様式第六号によるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第五条 議長は、条例第九条第一項から第三項までの規定により提出された収支報告書の写しを、別記様式第七号により知事に送付するものとする。

(期限の特例)

第六条 条例第九条第一項から第三項までに規定する収支報告書を提出すべき期限が石川県の休日定める条例(平成元年石川県条例第十六号)第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(証拠書類の整理等)

第七条 会派の政務活動費経理責任者(消滅した会派の政務活動費経理責任者であった者を含む。)及び政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員(会派に所属する議員であった者及

びその相続人を含む。)は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書を提出すべき期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第八条 条例第十一条第二項の規定による収支報告書等の閲覧は、条例第九条第一項から第三項までに規定する期限の翌日から起算して九十日を経過した日の翌日からすることができる。

2 前項の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

附 則

この規程は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月三十一日議会規程第一号)

- 1 この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の石川県政務調査費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十四年十二月二十七日議会規程第一号)

- 1 この規程は、石川県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成二十四年石川県条例第七十一号)の施行の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の石川県政務活動費の交付に関する規程(以下「新規程」という。)の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する新規程に規定する政務活動費について適用し、施行日前に交付したこの規程による改正前の石川県政務調査費の交付に関する規程に規定する政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年三月二十三日議会規程第一号)

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

年 月 日

石川県議会議長 様

会 派 名
代表者氏名



会 派 結 成 届

石川県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 所属議員の数
- 4 所属議員の氏名
- 5 政務活動費の交付の方法

- 会派に交付
- 所属議員に交付
- 会派及び所属議員に交付

会派に交付する部分の額 円

所属議員に交付する部分の額 円

計 300,000円

- 6 政務活動費経理責任者の氏名

備考 1 政務活動費の交付の方法の欄には、いずれか該当する□内にレ印を記入してください。この場合において、会派及びその所属議員に交付する方法を用いる場合は、それぞれに交付する部分の額を記入してください。

2 政務活動費経理責任者の氏名の欄には、所属議員に交付する方法を用いる会派にあつては、記入する必要はありません。

3 政務活動費経理責任者の氏名の欄には、所属議員が1人である会派にあつては、当該議員の氏名を記入してください。

年 月 日

石川県議会議員 様

会 派 名
代表者氏名



届 出 事 項 変 更 届

石川県政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更年月日
- 2 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前
会 派 の 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
政務活動費経理責任者の氏名		
所 属 議 員 の 数		
異動のあった所属議員の氏名	(新たに所属議員となった議員の氏名)	(所属議員でなくなった議員の氏名)
政務活動費の交付の方法	<input type="checkbox"/> 会派に交付 <input type="checkbox"/> 所属議員に交付 <input type="checkbox"/> 会派及び所属議員に交付 会派に交付する部分の額 円 所属議員に交付する部分の額 円 計300,000円	<input type="checkbox"/> 会派に交付 <input type="checkbox"/> 所属議員に交付 <input type="checkbox"/> 会派及び所属議員に交付 会派に交付する部分の額 円 所属議員に交付する部分の額 円 計300,000円

- 備考 1 異動に係る事項についてのみ記入してください。
- 2 政務活動費の交付の方法の欄には、いずれか該当する□内にレ印を記入してください。
 この場合において、会派及びその所属議員に交付する方法を用いる場合は、それぞれに交付する部分の額を記入してください。

別記様式第3号(第2条関係)

年 月 日

石川県議会議長 様

会 派 名

代表者であった者の氏名

㊟

会 派 消 滅 届

石川県政務活動費の交付に関する条例第5条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 消滅した会派の名称

2 消滅した年月日

別記様式第4号(第3条関係)

年 月 日

石川県知事

様

石川県議会議長

㊟

政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について

石川県政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 会派について
別紙会派結成(異動、解散)届のとおり
- 2 議員について
別紙議員名簿のとおり

別記様式第5号(第4条関係)

年 月 日

石川県知事 様

会 派 名
代表者氏名



年度政務活動費請求書

石川県政務活動費の交付に関する条例第8条^{第1項}第3項第1号の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。

記

1 金 円

ただし、 年 月分～ 年 月分 $\left(\begin{array}{l} \text{所属} \\ \text{議員数} \\ \text{増加} \end{array} \right)$ 人

2 所属(増加)議員の氏名 別添名簿のとおり

別記様式第6号(第4条関係)

年 月 日

石川県知事 様

会派名

所属議員氏名

㊟

年度政務活動費請求書

石川県政務活動費の交付に関する条例第8条 第1項 第3項第1号 の規定により、下記のとおり
政務活動費を請求いたします。

記

金 円
ただし、 年 月分～ 年 月分

別記様式第7号(第5条関係)

年 月 日

石川県知事

様

石川県議会議長

㊟

政務活動費収支報告書(写し)の送付について

石川県政務活動費の交付に関する規程第5条の規定により、 年度政務活動費収支報告書の写しを別添のとおり送付します。